

# 筑波大学大学院ビジネス科学研究科 法曹専攻

## 目 次

I	認証評価結果	2-(1)-3
II	章ごとの評価	2-(1)-4
	第 1 章 教育の理念及び目標	2-(1)-4
	第 2 章 教育内容	2-(1)-5
	第 3 章 教育方法	2-(1)-10
	第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(1)-12
	第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(1)-16
	第 6 章 入学者選抜等	2-(1)-17
	第 7 章 学生の支援体制	2-(1)-20
	第 8 章 教員組織	2-(1)-22
	第 9 章 管理運営等	2-(1)-25
	第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(1)-26
	第 11 章 自己点検及び評価等	2-(1)-28
III	意見の申立て及びその対応	2-(1)-30
<参 考>		2-(1)-33
i	現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-35
ii	目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-36
iii	自己評価書等	2-(1)-37



## I 認証評価結果

筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻は、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

ただし、当該法科大学院の教育活動等の状況においては、基準6-2-1を満たしておらず、速やかに是正される必要がある。

具体的な内容は、次のとおりである。

- 当該法科大学院は夜間社会人法科大学院であり、休学希望者に対する休学時の面談及び休学者の復学時の面談を実施するなどの対応を行っているが、在籍者数が収容定員を恒常的に上回っている状態にあり、このような状態が恒常的なものとならないための措置を講じる必要がある。【基準6-2-1】

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 当該法科大学院は、身体に障害のある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーになっている。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 1 授業科目において、所定の授業時間を超えて補講が実施されていることについて、組織として改善する必要がある。
- 一部の授業科目において、教員の裁量により当該法科大学院で定められた成績評価基準とは異なる成績のランク分けが行われており、成績評価を行う際には、あらかじめ定められた成績評価基準にしたがって客観的かつ厳正なものとして成績のランク分けを行うよう、全教員に周知徹底する必要がある。
- 当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針とは異なる分布で成績のランク分けを行う場合には、あらかじめ一般的な方針が設定されている趣旨を踏まえ、成績のランク分けが客観的かつ厳正なものとなるよう、組織的に対応する必要がある。
- 再試験を実施する場合の成績評価における考慮要素の方針があらかじめ学生に明確に周知されていないため、あらかじめ学生に周知するとともに、各授業科目の再試験の考慮要素について、授業開講時に学生に周知することを全教員に周知徹底する必要がある。
- 筆記試験の実施について、持ち込み可としている1 授業科目において、容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できる試験となるよう、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 当該法科大学院の教育上主要と認められる授業科目のうち必修科目を担当する専任教員は7割をわずかに下回っているため、7割以上が専任教員によって担当されるよう改める必要がある。
- 修了者の進路及び活動状況について、司法試験合格者数以外の情報が公表されていないため、法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況の把握に努め、当該情報を公表する必要がある。
- 教員組織について、一部の教員の情報が公表されていないため、兼任・兼任教員を含めた教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料の把握に努め、当該情報を公表する必要がある。

## Ⅱ 章ごとの評価

### 第1章 教育の理念及び目標

#### 1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

##### 【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育上の理念は、「高度の能力・資質を備えた専門職業人たる法曹の養成という司法制度改革の目的を実現すべく、夜間社会人法科大学院を設置し、既に豊富な知識・経験・技能を有する社会人に夜間課程における高度専門教育の場を提供することによって、多様な人材を法曹界に導くこと」として、また、教育目的は、「①社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成、②豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えた人材の養成、③専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、および、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹の養成、④先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイトを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育上の理念及び教育目的に適った教育を実施するため、目指す法曹像に相応した履修モデルとして、市民生活に密着した弁護士養成を目的とした履修モデル、ビジネス・ローヤー養成を目的とした履修モデル、公務員キャリアアップを目的とした履修モデルの3モデルを設定している。

当該法科大学院の授業における成績評価はおおむね厳格に実施され、修了認定もこのような成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、公務員、民間企業等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

#### 2 指摘事項

特になし。

## 第2章 教育内容

### 1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育上の理念及び教育目的を効果的に実現するために、1年次では、現行実定法の基礎的部分を確実に理解できるよう授業科目を開設し、2年次では、実定法の各領域について、それまで学修した基礎知識を応用できる能力を養うため、演習科目を開設するとともに法律実務基礎科目を開設し、3年次では、それまでの学修の総まとめとして、総合演習系科目を開設する一方、法律実務基礎科目の臨床科目を開設することにより、学生の段階的履修に資するよう、基礎から応用、展開へという学修プロセスが確保されるよう配慮された三段階の科目体系を採用し、体系的・反復的教育を通じ、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた措置として、長期履修制度が導入されている。

##### 2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目  
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目  
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目  
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目  
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、模擬裁判、ローヤリング及びクリニックに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「法哲学」、「EU法」、「法史学」、「公共政策」及び「立法学」

等、(4) 展開・先端科目として、市民生活に密着した弁護士養成を目的とした履修モデルとの関連では、授業科目「民事執行・保全法」及び「金融法〔金融監督法・金融取引法〕」等が、ビジネス・ローヤー養成を目的とした履修モデルとの関連では、授業科目「知的財産法」及び「企業組織再編法」等が、公務員キャリアアップを目的とした履修モデルとの関連では、授業科目「環境法」及び「地方自治」等がそれぞれ開設されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げること寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）      | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）    | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 16 単位、民事系科目 33 単位、刑事系科目 13 単位の合計 62 単位とされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2単位)
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

(2) (1) に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

- ア 模擬裁判  
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
- イ ローヤリング  
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
- ウ クリニック  
(弁護士 の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
- エ エクスターンシップ  
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
- オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目  
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

- ア 法情報調査  
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)
- イ 法文書作成  
(法的文書 (契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等) の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理Ⅰ」及び「法曹倫理Ⅱ」(各1単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。



要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」（2単位）、「要件事実論Ⅰ」及び「要件事実論Ⅱ」（各1単位）が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」（2単位）が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「民事模擬裁判」及び「刑事模擬裁判」（各1単位）が、ローヤリングは授業科目「ロイヤリングⅠ」及び「ロイヤリングⅡ」（各1単位）が、クリニックは授業科目「リーガルクリニック」（1単位）が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、授業科目「法情報処理」（1単位）が必修科目として開設され、法文書作成は、所定の単位修得が修了要件である選択必修科目の授業科目「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」、「ロイヤリングⅠ」及び「ロイヤリングⅡ」の中で適宜指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、民事系FD部会及び刑事系FD部会に実務家教員と研究者教員が参加し、授業で使用するレジュメ等を検討しているほか、相互の授業参観を行い意見交換を実施するなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

#### 2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち4単位以上が選択必修とされている。

#### 2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に合った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に合った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち13単位以上が選択必修とされている。

#### 2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における授業時間等は、1授業科目で所定の授業時間を超えて補講が実施されているものの、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に照らし設定されている。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【改善すべき点】

- 1授業科目において、所定の授業時間を超えて補講が実施されていることについて、組織として改善



する必要がある。

## 第3章 教育方法

### 1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義形式を中心としつつ、双方向的又は多方向的授業が実施され、2年次以降配当の授業科目においては、学生にあらかじめ予習課題を与え、事例式問題を検討させるなど、具体的な素材に基づくケーススタディ方式も取り入れた、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガルクリニック」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が、シラ

バスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、各授業におけるレジュメ及び参考資料等の事前配付、録画された講義のストリーミング配信、オフィスアワーの設定等が講じられている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、36単位が上限とされている。

また、長期履修制度が設けられており、修業年限4年の学生についても授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、各年次における履修登録可能な単位数は、27単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、一部の授業科目において、教員の裁量により当該法科大学院で定められた成績評価基準とは異なる成績のランク分けが行われているものや、一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針とは異なる分布で成績のランク分けが行われているものがあるものの、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学修の手引に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験、小テスト、レポート、平常点等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。このうち、再試験を実施する場合の成績評価における考慮要素の方針があらかじめ学生に明確に周知されていないものがある。

一部の授業科目において、平常点の成績が一律満点又はほぼ一律満点となっているものや、1授業科目において、成績評価における考慮要素の合計点が適切でないものや、1授業科目において、成績評価における考慮要素の配点にしたがって点数が付けられていないものがあるものの、当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、進級・修了判定会議における全授業科目の成績評価データの共有、成績評価に関する照会制度等が講じられている。

成績評価の結果については、成績分布表、採点基準等を試験後に公表するなど、必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、持ち込み可としている1授業科目において、容易に得点可能な試験内容となっているものがあるものの、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法についておおむね配慮されている。再試験及び追試験においても、一定の要件に該当する学生のみに実施されており、受験

者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは学修の手引に記載され、学生に周知されている。

#### 4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、93 単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計 20 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされているが、法学既修者については、これらの単位を修了要件単位数には算入しないこととされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、30 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 16 単位、民事系科目 33 単位、刑事系科目 13 単位、法律実務基礎科目 14 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 13 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、法律基本科目以外の科目から 31 単位以上を修得することとされており、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、採点の際の匿名性が確保されているほか、当該大学出身の受験者が有利となるような試験問題が出題されることがないように、出題内容に配慮するなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法について論述式試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、口述試験の結果等を総合し、合格した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしている。この30単位については、1年次の必修科目31単位から授業科目「法情報処理」（1単位）を除いた合計30単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【改善すべき点】

- 一部の授業科目において、教員の裁量により当該法科大学院で定められた成績評価基準とは異なる成績のランク分けが行われており、成績評価を行う際には、あらかじめ定められた成績評価基準にしたがって客観的かつ厳正なものとして成績のランク分けを行うよう、全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針とは異なる分布で成績のランク分けが行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針とは異なる分布で成績のランク分けを行う場合には、あらかじめ一般的な方針が設定されている趣旨を踏まえ、成績のランク分けが客観的かつ厳正なものとなるよう、組織的に対応する必要がある。
- 再試験を実施する場合の成績評価における考慮要素の方針があらかじめ学生に明確に周知されていないため、あらかじめ学生に周知するとともに、各授業科目の再試験の考慮要素について、授業開講時に学生に周知することを全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目において、平常点の成績が一律満点又はほぼ一律満点となっているため、平常点の成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、成績評価における考慮要素の合計点が当該法科大学院で定められた基準の満点である100点を超えているため、成績評価における考慮要素の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、成績評価における考慮要素の配点を超える点数が付けられているため、成績評価においては、あらかじめ学生に周知された成績評価における考慮要素を遵守するよう全教員に周知徹底する必要がある。
- 筆記試験の実施について、持ち込み可としている1授業科目において、容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できる試験となるよう、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。



## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、FD委員会が設置され、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、FD委員会の下、公法系、民事系、刑事系の専門分野ごとのFD会議を開催し、学生による授業評価アンケート結果の検討、教員相互の授業参観等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

特になし。

## 第6章 入学者選抜等

## 1 評価

第6章の基準のうち、基準6-2-1を満たしていない。

## 【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育上の理念及び教育目的に照らし、「社会人としての実務経験等を有する者であって、法的な問題を発見し、理論的に分析する能力を獲得することによって、将来、すでに獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能とを結びつけて、リーガル・サービスを提供しよう并希望する者」として設定され、ウェブサイト及び社会人学生募集要項等を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育上の理念及び教育目的や入学者選抜の方法等の必要な情報が、法科大学院説明会及びウェブサイト等を通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、入試委員会が組織され、出題委員の選定、社会人学生募集要項の策定、試験問題の作成及び採点に係る基本方針の決定等の入学者選抜に関する各種の決定及び実施を行い、入学者選抜に関する重要な決定及び合格者決定等の入学者受入に関する事項は、専任教員で構成される専攻教育会議の決議を経て決定することとされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選抜方法、過去の入試状況（志願者数、合格者数、試験問題等）が公表されており、また、身体に障害のある者に対しては、社会人学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、車いすでの受験への対応や試験時間の延長を行う予定であるなど、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応をするよう努めており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

## 6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1段階選

抜において法科大学院全国統一適性試験の成績等を基に審査を行い、第2段階選抜1次試験においては、法学未修者コースについては筆記試験（論文試験）及び法科大学院全国統一適性試験、法学既修者コースについては筆記試験（法律科目論文試験）及び法科大学院全国統一適性試験を基に審査を行い、第2段階選抜2次試験において口述試験を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、学業成績のほか、職歴調査書、語学資格、各種資格証明書等を提出させることにより、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成22年度から平成26年度まで毎年度100%である。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は、平成22年度は132人、平成23年度は123人、平成24年度は125人、平成25年度は125人、平成26年度は132人であり、収容定員108人（平成22年度の収容定員は116人、平成23年度の収容定員は112人）を上回っている状況にある。

当該法科大学院は夜間社会人法科大学院であり、また、休学希望者に対する休学時の面談及び休学者の復学時の面談を実施するなどの対応を行っているが、在籍者数が収容定員を上回っている状態が恒常的なものにならないための措置が講じられているとはいえない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成22年度から入学定員の変更（40人から36人に削減）が行われるなど、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章の基準のうち、基準6-2-1を満たしていない。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【是正を要する点】

- 当該法科大学院は夜間社会人法科大学院であり、休学希望者に対する休学時の面談及び休学者の復学

時の面談を実施するなどの対応を行っているが、在籍者数が収容定員を恒常的に上回っている状態にあり、このような状態が恒常的なものとならないための措置を講じる必要がある。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育上の理念及び教育目的に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、オフィスアワーの設定、学生委員会による成績不振者の相談等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、新入生ガイダンスが実施されており、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、入学前に法律基本科目の説明会を行うとともに、推薦図書一覧を配付するなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日、時間帯及び予約方法等が記載された一覧表が学修の手引に掲載され、学生に周知されている。

このほか、若手弁護士によるチューターゼミが開講され、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、学生のメンタルヘルス等の問題に対応する学生支援対応チームが設置され、各種ハラスメントについては、ハラスメント相談員が設置されるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、当該法科大学院が利用する全館バリアフリーとなっており、エレベーター、障害者用トイレが設置されているなど、整備充実を努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、「筑波大学における障害学生支援に関する憲章」に基づき、障害の種類や程度に応じた支援を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、求人情報の掲示、実務家教員による個別相談への対応や就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- 当該法科大学院は、身体に障害のある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーになっている。

## 第8章 教員組織

### 1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

##### 8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

##### 8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、法曹専攻人事委員会において候補者の審査を行い、法曹専攻教員会議及びビジネスサイエンス系人事委員会において承認を得る方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、法曹専攻教育会議における審査を経て、ビジネス科学研究科運営委員会において審議・決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

##### 8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育上の理念



及び教育目的を実現するため、基準で必要とされる数と同数の専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目とされており、そのうち必修科目を担当する専任教員は7割をわずかに下回っているものの、おおむね専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員13年以上の実務経験を有する者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、教育・研究の質の向上を図ることを目的としてサバティカル制度が導入され、専任教員に相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、講義等のレジユメの印刷、配付等を担当する非常勤職員1人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。

### 【改善すべき点】

- 当該法科大学院の教育上主要と認められる授業科目のうち必修科目を担当する専任教員は7割をわずかに下回っているため、7割以上が専任教員によって担当されるよう改める必要がある。

## 第9章 管理運営等

### 1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法曹専攻長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、法曹専攻教育会議及び法曹専攻教員会議が置かれている。法曹専攻教育会議及び法曹専攻教員会議は、専任教員により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、社会人大学院等支援室が組織され、法科大学院の教務、学生支援、入試等を担当する職員が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、ビジネスサイエンス系長及びビジネス科学研究科長を通じて、当該大学本部が法曹専攻の意見を聴取しており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

特になし。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室には、ホワイトボード、大型スクリーン、液晶プロジェクターが配備されているほか、3教室については、授業録画システムが配備され、そのうち1教室については、法廷教室として使用できるよう整備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、パソコンを利用して「TKC法科大学院教育研究支援システム」及び法情報データベース等の利用のほか、録画された授業を視聴できる環境が整備されている。

図書館については、大塚図書館が整備されている。大塚図書館は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。大塚図書館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、蔵書点検の実施や出入口に無断持ち出し防止ゲートを設置するなどの管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、複写機、無線LAN、パソコン及びプリンタ等が整備されている。また、大塚図書館には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室において、パソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、大塚図書館と同一フロアにあるなど、自習室と大塚図書館との有機的連携が確保されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる非常勤講師控室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員の教員研究室が整備されているほか、非常勤講師控室、学生相談室が利用されており、独立したスペースが確保されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

**【優れた点】**

- 自習室において、パソコンを使用した図書・資料・法令集・判例集の検索が可能となっており、大塚図書館と同一フロアにあるなど、自習室と大塚図書館との有機的連携が確保されている。
- 大塚図書館に、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。

## 第11章 自己点検及び評価等

### 1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として法曹専攻自己点検評価委員会が設置され、「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」及び「修了者の進路及び活動状況」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、法曹専攻教育会議で報告され、法曹専攻自己点検評価委員会の勧告を踏まえ、各種委員会が具体的な対応策及び改善策を検討するなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

##### 11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

##### 11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、修了者の進路及び活動状況は、司法試験合格者人数以外の情報が公表されていないものの、ウェブサイトを通じて、毎年度、おおむね公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、一部の教員の情報が公表されていないものの、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じておおむね公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

##### 11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、法曹専攻自己点検評価委員会において調査及び収集され、法科大学院担当の事務室において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【改善すべき点】

- 修了者の進路及び活動状況について、司法試験合格者数以外の情報が公表されていないため、法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況の把握に努め、当該情報を公表する必要がある。
- 教員組織について、一部の教員の情報が公表されていないため、兼担・兼任教員を含めた教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料の把握に努め、当該情報を公表する必要がある。



### Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ対象法科大学院に対して評価結果（案）を示し、これに対する意見（その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査で聴取した事項の範囲内であるものに限る。）がある場合には、申立てを受付けました。

意見の申立てのあった事項については、法科大学院認証評価委員会において審議を行い、最終的な評価結果を確定しました。

ここでは、当該法科大学院から提出された意見の申立ての内容を原文のまま掲載するとともに、当該申立てへの対応を示しています。

申立件数：2

（申立1）

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【対象となる章及び基準】</b> 第4章 成績評価及び修了認定 基準4-1-1</p> <p><b>【対象となる項目】</b> <b>【改善すべき点】</b> <u>再試験を実施する場合の成績評価における考慮要素の方針があらかじめ学生に明確に周知されていないため、あらかじめ学生に周知するとともに、各授業科目の再試験の考慮要素について、授業開講時に学生に周知することを全教員に周知徹底する必要がある。</u></p> <p><b>【意見】</b> 下線部は削除すべきである。</p> <p><b>【理由】</b> 平成25年度の全科目の再試験、及び平成26年度春A Bモジュール開講の3年次科目の再試験時点（8月24日および同月31日）においては、再試験を実施する場合の成績評価における考慮要素の方針が各授業科目開講時点で学生に明確に周知されていなかったのは事実であるから、 <b>【根拠理由】</b>中の「再試験を実施する場合の成績評価における考慮要素の方針があらかじめ学生に明確に周知されていないものがある」（ただ</p>	<p><b>【対応】</b> 原案どおりとする。</p> <p><b>【理由】</b> 再試験を実施する場合における成績評価における考慮要素の方針は、シラバス等により学生に対して、あらかじめすべての授業科目開講時点において周知されていることが必要である。したがって、一部の授業科目であらかじめ授業開講前に、そのことが周知された事実があったとしても、上記のことが確認されたことにはならない。</p>

<p>し傍点は本学)との指摘はその通りであるが、訪問調査時には、再試験を実施する場合の成績評価における考慮要素の方針を既に学生に文書で周知しており、この掲示文は評価委員へ提出済みであった。したがって、それ以後に授業開講される科目を含め一般的に「あらかじめ学生に明確に周知されていない」と記している点は事実誤認である。「再試験を実施する場合の成績評価における考慮要素の方針があらかじめ学生に明確に周知されていない」は、上記を踏まえた表現へと変更し、授業開講時に学生に周知する必要がある点のみを指摘して頂きたい。</p> <p><b>【訪問調査時に資料提出済】</b></p>	
--	--

(申立2)

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【対象となる章及び基準】</b> 第6章 入学選抜等 基準6-2-1</p> <p><b>【対象となる項目】</b> <b>【根拠理由】</b> 6-2-1</p> <p>当該法科大学院は夜間社会人法科大学院であり、また、休学者に対する復学時の面談を実施するなどの対応を行っているが、<u>在籍者数が収容定員を上回っている状態が恒常的なものとならないための措置が講じられているとはいえない。</u></p> <p><b>【是正を要する点】</b> 当該法科大学院は夜間社会人法科大学院であり、休学者に対する復学時の面談を実施するなどの対応を行っているが、<u>在籍者数が収容定員を恒常的に上回っている状態にあり、このような状態が恒常的なものとならないための措置を講じる必要がある。</u></p> <p><b>【意見】</b></p>	<p><b>【対応】</b> 原案どおりとする。</p> <p><b>【理由】</b> 基準6-2-1によれば、法科大学院の在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないこと、そして、そのための措置が講じられていることの2点が強く要請されている。当該法科大学院では、5年間にわたり収容定員を上回っていること、そして、その事態を回避するための措置が十分講じられているとはいえないとの事実を踏まえると、夜間社会人法科大学院であるという特性を考慮したとしても、是正対象とせざるを得ない。</p> <p>なお、評価実施年度の在籍者数のうち、各年次の有職者（休職していない）、有職者（休職中）及び無職者の内訳を確認したところ、「休職の有無については調査していない」という回答であった。このことから、休学者が多い要因の一つであると当該法科大学院が主張している有職者の実態について十分な分析が行われておらず、この状態を解消するための措置が十分講じられているとはいえないと判断したものである。</p>

<p>当専攻において在籍者数が収容定員を恒常的に上回っている事実自体は認めるが、当専攻の学生の特性に鑑みれば、これを是正対象とするのは適切ではない。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>1. 当専攻の在学者はほぼすべて有職社会人であり、そのため雇用者都合による異動や転勤による休学はやむをえない。このような理由による休学を認めているため在籍者数が多くなっている。なお始業時刻に支障なく来れるかは入試の口述試験で確認している。しかし雇用者の都合なので、入学後の就業内容については、業務命令には従わざるを得ない。当専攻は、有職社会人等にも広く法曹への門戸を開くという司法制度改革の理念の実現のために開学された法科大学院である。在籍者数を収容定員に一致させるということは、このような業務理由による休学を許さないということであり、そうした事情を抱える有職社会人学生に、いわゆる強制退学を求めることにもなりかねない。このような事情があることを、法科大学院認証評価機関にはご理解願いたい。</p> <p><b>【訪問調査時に資料提出済】</b></p> <p>2. 在籍者数が収容定員を上回っていても授業実施に支障が生じたことがないことについては、自己評価書 26 頁以下（基準 3-1-1 に係る状況）に記載したとおりである。</p>	<p>したがって、休学を希望する有職社会人学生の強制退学を求めるものではない。</p>
--	---

< 参 考 >



## i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名  
筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻

(2) 所在地  
東京都文京区

(3) 学生数及び教員数(平成26年5月1日現在)  
学生数 132名  
教員数 12名(うち実務家教員5名)

### 2 特徴

本学は、全国の大学に先駆けて、平成2年以来、東京キャンパスにおいて、有職社会人を対象として、経営・政策科学研究科（現ビジネス科学研究科）に企業法学専攻を設置し、高度専門職業人養成のための法学の専門教育を行ってきた。この経験を踏まえて、新たに平成17年4月に、社会人を主たる対象とした、もっぱら夜間及び土曜日に開講する法科大学院（以下、「夜間社会人法科大学院」とする。）を設置した。

本学におけるこれまでの社会人教育の経験から、情報化が進展し法に基礎をおく透明なルールの支配する社会へ移行しつつある今日、多くの社会人、特に企業法務担当者、弁理士・公認会計士や税理士などのほか、官庁において政策立案に当たる公務員などの実務経験者が、法曹資格を取得できる機会を強く求めていることを実感している。また、雇用の流動化が進みつつある中で、社会人が働きながら良質の法学教育を受けて法曹資格を取得できるならば、キャリア転換を目指すであろうと見込まれる社会人は、今後ますます増加することが予想される。このように社会人の法曹資格取得に対する潜在的需要は、企業や官庁などの側からも、社会人個人の側からも、きわめて大きいと推測される。

そこで、本学においては、これまでの社会人法学教育の豊富な経験と実績を生かして、キャリア転換を目指す社会人のための夜間開講の法科大学院を設置し、それによって社会的な需要に応え、大学院における社会人教育に常に先鞭をつけてきた筑波大学としての社会的な責務に応えたいと考えている。すなわち、「公平性・開放

性・多様性」という法科大学院制度の理念からすれば、昼間働かざるを得ない社会人にも法科大学院において学ぶ機会を与えることが我々の責務であると考えている。

そのため、法律学全般についての質の高い教育を行うことを基本とし、その上に、グローバルビジネス、知的財産、社会保障等の法分野における最先端の授業科目を揃える一方、実務に密着したオールラウンドな教育にも配慮して、高度に専門性を有する法曹の育成を目指すものである。

なお、当専攻は、平成23年8月、秋葉原ダイビル（秋葉原駅）から東京キャンパス文京校舎（茗荷谷駅）へ移転した。さらに、従来標準修了年限を3年とする未修者のみを入学させてきたが、平成26年度より法学既修者（2年制）を受け入れ、さらに多様な社会人のニーズに応えることとした。

## ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### （１）教育上の目的

筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻（筑波大学法科大学院）は、高度の能力・資質を備えた専門職業人たる法曹の養成という司法制度改革の目的を実現すべく、夜間社会人法科大学院を設置し、既に豊富な知識・経験・技能を有する社会人に夜間課程における高度専門教育の場を提供することによって、多様な人材を法曹界に導くことを基本理念とする。教育目的は次のとおりである。

- ① 社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成
- ② 豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えた人材の養成
- ③ 専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、および、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹の養成
- ④ 先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成

### （２）養成する法曹像

「夜間社会人法科大学院」に相応しい法曹を養成する。具体的には、主として以下の法曹を養成するが、いずれにおいても社会人の有する知識・経験・技能の活用を図る。

- ① 一般市民が、家事紛争、不法行為、消費者問題等の法的紛争を解決するために、容易にアクセスできる法曹の養成
- ② 国または地方自治体の政策立案に際して高度の専門知識を活用できる法曹の養成
- ③ 企業法務担当者などが、グローバルビジネス、社会保障法、知的財産法等の最先端の法分野に関する高度の専門知識を活用できる法曹の養成
- ④ 社会経験に裏打ちされた人間性豊かな法曹の養成



### iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/houka/no6\\_2\\_jiko\\_tsukuba\\_h201503.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/houka/no6_2_jiko_tsukuba_h201503.pdf)